埼玉県次世代育成行動計画策定協議会　第２部会への提案

2004年６月29日　【文責】森川鉄雄

□提案する立場

埼玉の学童保育施策・事業は、県・市町村の支援（特に県の積極的な支援）と、市町村行政と保護者・指導員との共同の努力によって、まだまだ改善の余地はもちろんあるものの、客観的には、量的にも質的にも、全国に誇る水準を築いていると評価できます。

３月に県が、これも全国に先駆けて策定した「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」（※別冊）は、県として学童保育事業を、特に質的な面でさらに改善する決意表明だとも言えます。また、県が市町村に対して示した「次世代育成支援対策市町村行動計画の策定に係る留意事項」（策定指針）において学童保育について示されている３つの方向性（※資料１）も基本的には正当なものだと考えます。

こうした県の基本的な志向は前向きに評価しつつ、「行動計画」の策定に必要と思われる点を提案します。

前提として、学童保育の概要、制度・施策の内容を説明します。
その上で、いくつかの柱で、学童保育の現状と課題・問題、改善方向を提案します。
特に、県が実施・努力すべきと思われる点については<u>下線</u>を引きました。

１，前提として
学童保育※の概要　制度・施策の内容

※おことわり
法律上は、学童保育の事業名は「放課後児童健全育成事業」
学童保育の施設名は「放課後児童クラブ」　と称されています。
しかし、私たちは歴史的に「学童保育」という名称を使っており、多くの自治体の事業名称も学童保育となっているため、「学童保育」「学童保育事業」等と称することにします。

（１）県内の学童保育の概要

１．平成15年度埼玉県内の放課後児童クラブの実施状況
（※資料２＝「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」71～77ページ）

２．学童保育数の数、児童数、県予算の推移　（※資料３）

（２）制度・施策

１．関係法令　（※資料４）
児童福祉法　第６条の２（事業）　第 12 項に位置づけられています

＊「児童福祉法第７条　児童福祉施設」として位置づけられていないために、施設・設備、指導員の配置・資格、「保育指針」などの最低基準がありません。

＊都道府県としては初めて埼玉県が、今年３月、事実上の最低基準とも言うべき「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定しました。

２．制度・施策の内容
①「埼玉県放課後児童健全育成事業実施要綱」（※資料５）
② 平成16年度放課後児童健全育成事業について　（※資料６）

＊国の補助では十分でないために埼玉県として、また各市町村で単独施策・補助を実施しています。

＊補足資料
「児童が学校で過ごす時間と学童保育で過ごす時間の変化」（全国学童保育連絡協議会提供）（※資料７）

（３）都道府県・市町村毎、同一市町村でも施策内容、事業内容に格差が生じています

２，現状と課題・問題／改善方向

（１）国における制度・施策

【現状においての課題・問題】

１．現行法制度上の最大の問題は、施設・指導員、運営内容などについての基準が不明確な点です。

埼玉県も国に対して最重点要望の１つとして「放課後児童健全育成事業について、運営基準を法定化するなど、制度のあり方を検討し、必要な措置を講じられたい」と提案・要望しています。（平成 15 年 11 月）

２．同時に、国の学童保育に対する補助が実態に見合っていない低額であることです。

※参考（2003年度　全国学童保育連絡協議会作成）

	施設数	児童数	保育士数	国庫補助	１カ所当たり額
保育所	22.231	187 万人	43 万人	4,900 億円	2,200 万円
学童保育	13,797	54 万人	5 万人	87.2 億円	50 万円

【改善方向】

１．国として学童保育についての「最低基準」の類を策定していく必要があります。
埼玉県の「運営基準」は、そのモデルないし参考となり得るものです。
県として、厚生労働省に対してはたらきかけていく必要があります。

２．国として、現行施策・補助を抜本的に改善していく必要があります。

（２）対象児童・学年について

【現状においての課題・問題】

１．現状の入所状況　全児童 31,783 人に対して
１～３年生＝ 27,386 人　４～６年生＝ 4,397 人**（※資料２）**

２．民間学童保育においては、おおむね６年生まで入所できているが、公立公営・社会福祉協議会等公的事業体への委託の地域では、多くが３年生まで（一部では４年生まで、障害児については６年生まで）の入所となっています。

３．対象学年は児童や家庭の状況によってニーズが異なっており、昨今の地域環境が危険な状況から、対象学年の延長を臨む声は高まっています。

４．「運営基準」では、「対象児童について」**（１ﾍﾟｰ）**「小学校１年生から６年生までとする。」「１年生から３年生までの受入を優先しつつ、高学年の受入を積極的に行う」としています。

５.次世代育成行動計画の先行自治体においても対象学年延長を実施・提言しています。
□秩父市　公立公営も含めてすべての学童保育で６年生まで受け入れ
□新座市　「小学校全学年を対象として放課後児童対策を重要課題として取り組んでいきます」

【改善方向】

１．すべての市町村・学童保育において、対象学年を６年生までとしていく必要があります。
県としては、「運営基準」を活用して、改善を図るよう促していく必要があります。

（３）施設・設備の問題

【現状においての課題・問題】

１．学童保育の普及率は、小学校数（828 カ所＝ 03 年４月）に対して
733 カ所　88.5 %の普及となっています。
小学校区別設置状況は　681 学区　82.2 %**（※資料２「小学校区別設置状況」）**
これは、東京に次いで全国で第２位の普及率です。

２．建物は、８割が市町村による公設。逆には、２割が公的に確保されておらず、利用者＝保護者等の責任となっています**（※資料２「実施場所別の状況」）**。

３．施設（実施場所）の形態は様々となっています**（※資料２「実施場所別の状況」）**。

４．１施設当たりの児童数が急増しており、深刻な問題となっています。

	公立公営	公立民営	民立民営	
９人以下	4	1	3	8
10 ～ 19 人	17	9	12	38
20 ～ 35 人	87	58	60	205
36 ～ 70 人	173	169	82	424
71 人以上	29	35	17	81
計	310	272	174	756

（平成16年４月　埼玉県こども家庭課調査　数値は未確定）

入所児童数の規模（学童保育数）　　（　）内は%

児童数	1998 年調査(か所数)	2003 年調査（か所数）	増減
～ 19	1234（15.9 %）	1810（16.1 %）	＋ 0.2
20-39	3868（50.1 %）	4530（40.1 %）	－ 10.0

40-70	2385（30.9 %）	3986（35.4 %）	＋ 4.5
71-89	188（2.4 %）	670（5.9 %）	＋ 3.5
90-	51（0.7 %）	281（2.5 %）	＋ 1.8
合計	100%	100 %	

（全国学童保育連絡協議会調査）

５．「運営基準」では、

①必要面積**（２ﾍﾟｰｼﾞ）**　クラブ室　児童１人につき設備部分を除いて 1.65 ㎡（畳１畳）

②定員**（３ﾍﾟｰｼﾞ）**　放課後児童クラブの施設は、市町村の小学校区ごとに、将来にわたる利用者需要を考慮し、必要な数を設置する。

③集団活動の規模**（３ﾍﾟｰｼﾞ）**　集団活動を指導できる規模は 40 人を限度とする。41 人を越えている場合は、複数の集団活動がきる体制をとる　としています。

④施設・設備の具体的内容について、モデル施設図も掲載して詳しく記載しています。**（32～36ﾍﾟｰｼﾞ）**

⑤整備の考え方**（32ﾍﾟｰｼﾞ）**　整備箇所数の選定及び整備計画

市町村の小学校区ごとに、必要な箇所数で適正な規模の放課後児童クラブを将来にわたる利用者需要を考慮して設置する。

【改善方向】

１．学童保育の実施主体は市町村です。利用者である保護者が、一定の広さと設備を伴った施設を捜したり、確保することは極めて困難です。

市町村が施設・建物の整備の責任を負っていく方向を明確にしていく必要があります。県としても、公設となっていない市町村に対して指導・助言を行う必要があります。

２．施設については、学童保育の単独施設であることがベストですが、専用室としての要件・設備を備えた形で既存の施設（学校施設、児童厚生施設＝児童館等）を活用することも検討されてよいでしょう。

３．学童保育単独の施設についての補助制度はありませんが、国の既存の制度を積極的に活用していく必要があります。

同時に県としても、市町村の施設・整備を促す補助の創設を検討する必要があります。

※参考

厚生労働省として建設費補助　「子育て支援ための拠点施設整備」

単独施設の場合　国：県：市町村＝ 1/2：1/4：1/4　負担

余裕教室の場合　国が全額負担　　上限　施設 3,000 万円、設備 650 万円

現在、埼玉県は、県負担がある単独施設補助については計上していない

４．児童数の多い学童保育については、「市町村の小学校区ごとに、必要な箇所数で適正な規模の放課後児童クラブを将来にわたる利用者需要を考慮して設置する」（「運営基準」）考え方から、分離・独立を推進すべきです。

県としては、「運営基準」を活用して、改善を図るよう促していく必要があります。

（４）保育内容の維持・向上＝指導員の資質の向上

【現状においての課題・問題】

１．保護者と児童に喜ばれる内容をつくっている学童保育が多数、存在する一方で、不評な学童保育もあります。学童保育や実施主体の側が保護者の正当な声を無視することも聞きます。

（※６月17日のヒアリングにおける「保育園を考える親の会」の方の発言）

２．また、それら保育内容（主には指導員の指導・対応）の苦情を外部から受け付けて改善を図るしくみも現在は存在していません。

父母会（保護者会）や地域連絡協議会で受けとめて可能な範囲で対応しています。また、埼玉県や県学童保育連絡協議会などでも、利用者（や場合によっては指導員）から苦情や相談が寄せられて、可能な対応をしてもいます。

３．保育内容の質（＝指導員の質）を保障するものは、

１つは、保育のカナメである指導員が、指導員として必要な資質と技量を身に付け、それを不断に高める努力を進めていくことです。つまり、ソフトの面の問題からです。

「運営基準」においても「放課後児童健全育成事業を実施する上で子どもたちの健全育成を図る放課後児童指導員の果たす役割は大変重要である。放課後児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の子どもたちの健康や安全の管理などに十分気を配り、また成長段階に見合った適切な働きかけを行うためにも放課後児童指導員の資質の向上は不可欠なものである。この観点から、市町村及び事業実施主体は、指導員の研修を積極的に行う。児童の保育に携わる指導員は、自己研鑽に励むものとする。」と明確に述べています。**（※59ﾍﾟｰｼﾞ）**

２つは、そうした指導員の仕事と役割を果たすことを保障する指導員の人的配置・体制、及び雇用と労働条件の安定です。専任で常勤指導員が常時複数配置されていること、雇用が安定した状態が保障されること。つまり、ハードの面の問題からです。

（４）－１　指導員の資質の向上　（ソフトの面から）

【現状においての課題・問題】

１．指導員の資質と技量を身に付け、向上させるという点では、

　１つに、本来であれば、学童保育指導員という職にふさわしい資格を定めること、そしてそのための養成機関が必要です。

　２つに、指導員として基本的な知識・技能を修得し、かつ不断に向上するための研修の場があり、それが職務として履修が保障されていること

　３つに、保育内容を検討・検証し合う職能集団＝指導員会等があり、必要な会議等が定期的に開催されていること

　等が必要と思われます。

２．指導員の資格については、

①国は「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」（平成 10 年４月９日「放課後児童健全育成事業の実施について」）としています。

「児童の遊びを指導する者の資格を有する者」とは、「地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者」等と並んで、「２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生大臣又は都道県知事が適当と認めた者」等とされており、経験を積めばだれでも取得できるものです。学童保育指導員は、現時点では、この「現任資格」としてさえ位置づけられていません。

②資格の所持（教員、保育士、児童指導員、児童の遊びを指導する者の資格等を含めた）の現状は、埼玉県の場合、常勤指導員 69.5 ％　非常勤指導員 48.6 ％（※資料２）となっており、現実的には常勤指導員については厚生労働省の規定からすると、高率と言えるかと思います。

３．指導員に対する研修については、基本的な事項（事業内容の理解、事故時の応急措置等）については、市町村単位で実施されているようです。

　しかし、専門的な研修については、主に業界団体（埼玉県学童保育連絡協議会）が作成した「研修カリキュラム」に沿って実施している研修会に任されています。

　それを県が共催したり後援する形でバックアップしています。また、県こども家庭課独自でも毎年１回実施しています。

　しかし、それらへの出席は事業実施者の任意となっており、まったく履修していない地域・指導員も実際にはいます。

（※６月17日のヒアリングにおける学童保育指導員の発言）

４.「運営基準」では、

①「５　事業の管理・運営に関するもの」の項**（47～50㌻）**で保育内容に関わること

②「４　放課後児童指導員に関するもの」の項**（37～39㌻）**で、「（１）指導員の職務」「（４）資格」

③「10　指導員の研修に関するもの」の項**（59～60㌻）**　を規定しています。

【改善方向】

１．資格については、基本的には、国（厚生労働省）が、学童保育指導員の資格の内容、認定、資格取得の方法、養成機関等を決めるべきものです。しかし、それを待たずに、あるいは国に資格策定を促していく意味からも、埼玉県独自の形ででも認可する資格を検討すべきです。

２．同時に、体系づけられた研修が実施される必要があります。

３．資格及び研修については、全国学童保育連絡協議会及び埼玉県学童保育連絡協議会が研究し、研修は具体化を図っている他、今日、埼玉大学教育学部内で　①指導員の研修カリキュラム　②指導員認定資格設置等の検討がスタートしつつあります。

　埼玉県と大学による共同研究によって具体化を図る必要があります。

４．同時に、すでに指導員として働いている指導員たちのスキルアップのためには、県・市町村として、既存の研修の履修をより積極的に促していく必要があります。

（４）－２　指導員の資質の向上　（ハード面から）

人的配置・体制、及び雇用と労働条件の安定

【現状においての課題・問題】

１．指導員の配置・体制

　どの運営形態においても、小規模であってもほぼすべての学童保育において指導員が複数配置されています（児童館など他の事業と併設の場合は、１人は学童保育の専任で他の職員は兼任ということもある）。

　最低、児童の安全のためにはこの体制が必要不可欠だからです。

２．指導員の雇用・賃金・労働条件の実態

　公立形態（市町村の直営ないし社会福祉協議会等の公的団体への委託）において　正規常勤職員は少数で、非常勤職員、臨時職員等が多数を占めています。

　民間（主に保護者会への委託）においては　常勤職員の複数配置を基本としているところが多数を占めています。

　労働条件は、公立公営においては多くの場合、非常勤、臨時に対応した賃金・労働条件であり、当然、常勤と比べて不安定です。

　民間においては、公費（＝補助金）と保護者負担（保育料）によって水準が決まりますが。初任給で一定水準が確保できたとしても、経験加算給については十分に保障できていません。

３．こうした雇用と労働条件が不安定な結果として、指導員が「３、４年で半数が入れ替わる」（全国学童保育連絡協議会調査）実態があります。運営形態を問わず雇用の安定が求められています。

（※６月17日のヒアリングにおける学童保育指導員の発言）

４．不安定な雇用と労働条件が常態化している現場では、労働意欲を維持することが困難となり、子どもと保護者のニーズにていねいに応えることが困難となります。

５．「運営基準」では、

「４　放課後児童指導員に関するもの」の項**（37～39ページ）**で、「（２）指導員体制について」「指導員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤指導員を複数配置することが望ましい」。

「指導員の労働条件について」で、常勤指導員についての勤務時間、賃金の考え方を定めている。賃金の箇所では、健康保険・厚生年金加入も想定したものとなっています。

【改善方向】

１．例えば、保育士であれば、国家公務員の福祉俸給表によって給与の水準が定められていますが（それでも不十分であることは県も指摘しています）、学童保育指導員については、指導員の職に対する評価が確定していないために、その職に対応する賃金表が存在していません。

国（厚生労働省）として、「最低基準」策定の作業と併せて、指導員の職の確定、及び給与表の作成が望まれます。

２．そうしたものがない現状においては、国及び県・市町村の補助が、指導員の雇用と労働条件を実質的に規定することになることから、当面は、指導員の労働実態に見合い、かつ指導員の労働意欲を喚起するべく、現行施策・補助の大幅な改善が必要です。

（５）障害のある児童（以下、障害児）の受け入れ

【現状においての課題・問題】

１．学童保育における障害児の絶対数は急激に増えています。**（※資料８）**

2000 年初めまでは、全児童数の１％をずっと推移してきましたが、今年度は 1.51 ％まで伸びています。

最近では、従来の障害児概念にはなかった、「ＬＤ（学習障害）」、「ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）」、「高機能自閉症」など「新しい」障害児への対応も必要とされることから、ますます需要は高まるものと考えられます。

２．しかし、受け入れている市町村、学童保育に格差があり、まったく受け入れていない市町村もあります。

公立・民間を問わず、障害児の受け入れについての「要綱」「要領」などのルールを定めている自治体、事業体は少なく、公立では皆無、民間でも５～６市町でしかありません。

３．受け入れが困難な理由として、①指導員の体制、専門的知識や能力　②施設・備品の不備　が圧倒的です。**（※埼玉県学童保育連絡協議会調査より）**

４．県の施策、方針

①障害児１人に対して指導員加配補助　956,000 円（障害児６人でこの倍）

国（厚生労働省）が障害児２人に対して 696,000 円の補助からすると、進んでいます。

②「次世代育成支援対策市町村行動計画の策定に係る留意事項」（策定指針）では、（県の考え方）「放課後児童クラブへの入室を希望する障害児について、できる限り、受け入れられるようにする必要がある」

（指針の方向）「市町村においては、平成 15 年度に実施したニーズ調査をもとに、障害児を受け入れるクラブ数及び障害児数の目標値を設定すること」**（※資料１）**

③「運営基準」では、「障害児の入室に関するもの」を規定し、受け入れを促進しています。**（※51～52ページ）**

「（３）指導員の増員について」「（４）施設の改修について」も規定しています。

【改善方向】

１．県自身も受け入れを促しているように、市町村及び学童保育として希望のある地域・学区において受け入れを進める必要があります。

２．そのためには、

①「障害の児童を保育する場合には、障害の内容や児童の体格などの条件により、指

導員の配置人数を考慮して行うことが望ましい」**（※「運営基準」52ページ）**。
　受け入れる指導員体制を改善していく必要があります。具体的には、現在の県施策「障害児６人で２人の指導員加配」は改善の必要があります。

②「施設の新設や改修にあたっては、障害のある児童の受入を前提にした配慮が必要であり」（「運営基準」53ページ）、施設改善を進めることが必要です。

③そうしたハードの改善と併せて、その児童の障害の内容や程度、必要とされる対応・対処（場合によっては投薬等もある）は、専門的や知識や技能を必要とするケースも少なくありません。
　そのため、指導員に対して障害児を受け入れるに当たっての特別な研修を実施する必要があります。県学童保育連絡協議会も毎年、特別な研修会を開催しています。それなどを県としても支援していくことが必要です。
　また、学校の担任教諭との密接な情報交換が必要となりますし、障害の状態によっては、専門家によるケアプランの作成や巡回指導等、専門家との連携を図ることも必要となってきます。

（７）障害児のみを対象にした学童保育（養護学校放課後児童対策事業）

【現状においての課題・問題】

１．通常の学童保育で障害児を受け入れている（学童保育の入所要件を満たすことが前提となりますが）他に、埼玉県内には主に養護学校に通う児童・生徒（小学部・中学部・高等部）を対象とした通称「障害児学童保育」（施策の名称は「養護学校放課後児童対策事業」）が 25 箇所あります。
　これも、全国に先駆けて埼玉県が 1988 年に単独補助を実施して以来、急激に増えてきたものです。**（※資料９）**

２．しかし毎年確実に増えてはいるものの、養護学校（盲ろう養護学校、国立、市立、私立合わせて 37 校）に対応する数ではありません。
　また受け入れ希望に対して、施設、指導員体制などの関係で受け入れができずに待機となっている児童・生徒が生まれています。
　先頃（５月でしたか？）、Ｋ養護学校の児童が、放課後、列車にひかれて死亡するという事故がありましたが、当該養護学校に対応する障害児学童保育に入所を断られた児童でした。

３．また既存の学童保育において以下のような課題・問題に当面しています。
　①さいたま市の風の子、川越市こっこ、北本市すきっぷが、それぞれ市が施設を貸与している以外は、基本的に保護者等事業者が用意しなくてはなりません。

②施策・補助はあるものの、実態からは十分ではありません。
　県施策・補助は、重度の障害児３人に指導員１人、その他の障害児６人に指導員１人の人件費補助が支出されますが、実態は、重度とその他を平均して、障害児２人に指導員１人程度となっています。
　結果として、保護者負担は、保育料（平均月額約２万円）に加えて、日常的な事業活動等に頼らざるを得ない実態があります。
　一般の学童保育と同等か、ある意味それ以上に専門的な知識や技能が必要され、また、中学部・高等部まで対象としていることから体力も必要とされる現場で指導員の定着はカギです。しかし、指導員の定着が困難なため、経験が蓄積されないという問題があります。

③小学部から高等部、６歳から 18 歳までという年齢幅のある児童・生徒を対象としていることから、保育の展開する上では、場合によっては、年齢別・学年別などの生活を分けることもしなくてはいけませんが、指導員の体制、施設の問題などもあり、困難です。

④養護学校児童のみを対象としているが、通常の小学校中学校の障害児学級児童が施策の対象となっていないため、需要はあっても受け入れが困難となっている。

３．当事者の組織による調査（全国障害者問題研究会）によると、すべての都道府県に同様の事業・施設があり、その数は約 350 カ所、児童数 4,000 人（2004 年２月時点）にのぼっており、都道県単位の施策・補助も 19 都府県において実施されています**（※資料10）**。

４．県の施策、方針
　県次世代育成行動計画指針
　（県の考え方）「本事業は、養護学校の放課後や夏休みなどの長期休業日に、障害児の集団生活と健全育成の場を確保し、これらの活動を通して健全な育成を図るものであり、障害児の自立した生活を保障する観点からも重要な事業である」
　（指針の方向）「近隣の養護学校や障害児部局とも十分に連携の上、養護学校放課後児童クラブの定員数及び設置箇所数の目標値を設定すること」**（※資料１）**

【改善方向】

１．対象児童がいると想定される養護学校すべてに対応して障害児学童保育が設置される必要があります。その際、地域ごとにニーズを把握し、需要に応じて安全で通いやすい場所に新設される必要があります。

２．通常の児童・生徒以上に、その対応に慎重さ、きめの細かさが求められる障害児が生活する場にふさわしい様々な環境が整備される必要があります。

最低でも、１つは専門的知識を有する指導員が、必要とされる人数、安定して配置される（雇用される）こと。２つは、障害児の生活に対応した条件を備えた施設・設備が整えられることです。

通常の学童保育については、国においてやっと、1998 年に法制化され、県がこの度、「運営基準」を定めて質の向上を図る方向が明確になりました。

続いては、この障害児学童保育について、国において法制度が検討されること、当面は国庫補助が実現されること、埼玉県として「障害児放課後児童クラブ運営基準」（仮称）の策定を検討することが求められます。

３．当面、必要とされる施策の改善について。

①一定数の障害児が生活する場としての施設を保護者が用意することは極めて困難であり、公的責任において設置される必要があります。障害児学童保育は養護学校に対応して設置されるために市町村をまたがって児童が通ってきます。このことから、県としても、施設整備の責任の在処を検討すると同時に、施設整備の補助などを検討する必要があります。

②既存の県施策の改善点としては、

１）障害児に対応する指導員配置数の改善

２）「養護学校」以外の児童の通常の小中学校の障害児学級児童をも対象とすること

３）指導員の人件費補助以外の補助の新設

４．養護学校の児童・生徒の問題であることを考えると、養護学校、教育局サイドからの支援も必要となります。

教員レベルと指導員とで、当該児童について保育や処遇に関わっての情報交換の場を設けること。

また、専用室や活動場所としての貸与や開放についての協力を求めていきたいと考えます。

（８）学童保育をめぐるその他の問題

１．保護者の意識の変化、いわゆる「預けっぱなし」意識をどう克服していくか？

【現状においての課題・問題点】

70 ～ 80 年代の「学童保育がないから自ら苦労してつくろう」という時代から「すでに学童保育がそこにある。だから、預ける」時代へ学童保育事業の発展の結果として必然的に起こってくる問題として「預けっぱなし」意識が、多くの学童保育で顕在化し問題となっています。

公立形態の学童保育においては、一層、顕著に見られるようです。

【改善方向】

本来、児童の養育責任は家庭にあり、保育所や学童保育はそれを公的な立場から支援していく場です。単なる子預かりの場所ではなく、保護者と一緒に、子どもの最善の利益を守るために何をすべきかを考えていく場です（そうありたいと思います）。

「預けっぱなし」問題については、即効薬はありませんが、その方法の１つとして、保護者も預けながら学童保育（指導員）と一緒に責任を負っていくしくみをつくることです。学童保育事業の経験から言うと、各学童保育において保護者会（父母会）をつくり、実際に役立つ場としてつくっていくことです。

（※５月28日、本協議会第２部会会議における中野委員の発言）

※参考「運営基準」では「５事業の管理・運営に関するもの」「(12) 保護者の事業参画について」の箇所でこう記しています

「ア　保護者・保護者会（父母会）の事業運営への参画

保護者は、放課後児童クラブの運営を行うにあたり指導員と連携するとともに、他の保護者と一緒になってできる限り事業に参画を図り子どもたちの生活の支援をおこなうことが重要です。

事業実施者は、保護者が事業運営に参画できるように努める。

保護者は、保護者が集い意志を集める場として保護者会（父母会）をつくるよう努める。

イ　保護者・保護者会（父母会）との協力・連携

事業実施者は、保育内容充実のために、保護者の願いや意見を反映し、保護者・保護者会（父母会）との協力・連携を図りましょう。」

２．学童保育の対象にならない児童への対応

【現状においての課題・問題点】

留守家庭でない等学童保育の入所要件に該当しない家庭から、「学童保育のような異年齢の集団の環境で過ごさせたい」という声が聞かれます。一人っ子が増える中で「兄姉の関係ができる場がほしい」などという声も聞かれます。

これ以外にも、子どもたちを取り巻く環境が厳しい中で、いじめ、不登校、虐待、心の問題等で悩む子ども・家庭等からも、「留守家庭ではないけど保育室に入れたら」という意見はお聞きしますし、学校、教育委員会、児童相談所等からも入室の問い合わせが来ます。「学校には行けないけど、学童保育には行ける」という不登校の子どもたちや「学童保育の中でなら自分自身を出せるのに」という子どもたちも少なくありません。

実際には、公立においても「その他、市長が認める児童」等の規定に基づいて入所対象としたり、民間学童保育においてもその事業体の裁量で、補助対象とはならない場合でも対象としているところもあります。

（※５月28日、本協議会第２部会会議における佐久間委員の発言）

【改善方向】

１．このこととで一番の問題は、学校放課後または夏休みなどの長期休業中という自由な時間・空間を、仲間たちと集い、「悪さ」も含めてあそび、過ごすことができる社会資源が圧倒的に少ないということです。

　学童保育のみならず、すべての児童を受け入れることのできる施設・事業が、小学校区単位に必要数、設置される必要があります。

　同時に、施設があっても子どもたちが居場所として実感できないと機能しないわけで、そこに、子ども心を理解しながら、一緒にあそび、場合によっては、集団をコーディネートできる力と意欲を持った少し大きな仲間（青年であったり、大人であったり）がいることが必要になると思います。

　社会資源としては、厚生労働省の児童厚生施設＝児童館、文部科学省が今年度から展開し始めた「地域子ども教室」等が例示されます。

２．学童保育としても、今後とも、可能な範囲で受け入れを進めていく必要があると考えています。